

平成十二年四月臨時会（四月二十八日）

長野広域連合議会会議録

長野広域連合議会

平成十二年四月二十八日(金曜日)

出席議員(四十八名)

第一番 第二番 第三番 第四番 第五番 第六番 第七番 第八番 第九番 第十番 第十一番 第十二番 第十三番 第十四番 第十五番 第十六番 第十七番 第十八番 第十九番 第二十番 第二十一番

塩入 学君 寺澤 和男君 山田 千代子君 加藤 吉郎君 田中 健君 轟 正満君 小林 義和君 野々村 博美君 市川 昇君 石坂 郁雄君 池田 清君 内山 国男君 佐々木 啓佐義君 市川 喜太郎君 永井 一雄君 原 利夫君 田沢 佑一君 小林 定義君 青木 理君 小宮山 啓一君 聖沢 武男君

第二十二番 第二十三番 第二十四番 第二十五番 第二十六番 第二十七番 第二十八番 第二十九番 第三十番 第三十一番 第三十二番 第三十三番 第三十四番 第三十五番 第三十六番 第三十七番 第三十八番 第三十九番 第四十番 第四十一番 第四十二番 第四十三番 第四十四番

松嶋 公人君 菱田 拓郎君 入日 時子君 小林 正男君 金井 眞喜天君 久保 高明君 小林 丈夫君 返町 睦雄君 藤沢 勝義君 新井 忠典君 宝 義直君 中山 英三君 島津 貞雄君 小林 重頼君 久保原 利貞君 神谷 晋君 原田 善美君 渡辺 勝昭君 中村 市郎君 山本 千秋君 原山 勸君 山口 秀夫君 徳竹 一男君

第四十五番 鎌倉 辰弥君
 第四十六番 伊藤 文雄君
 第四十七番 上條 英馬君
 第四十八番 山野井 佳史君

説明のため会議に出席した理事者

広域連合長（長野市長） 塚田 佐君
 助 役 市川 衛君
 収 入 役 徳 永 治 雄 君
 副広域連合長（須坂市長） 永 井 順 裕 君
 副広域連合長（更埴市長） 宮 坂 博 敏 君
 副広域連合長（上山田町長） 小 山 立 君
 副広域連合長（大岡村長） 大 平 嘉 久 雄 君
 副広域連合長（坂城町長） 中 沢 一 君
 副広域連合長（戸倉町長） 滝 沢 弘 君
 副広域連合長（小布施町長） 唐 沢 彦 三 君
 副広域連合長（高山村長） 黒 岩 静 男 君
 副広域連合長（信州新町長） 中 村 靖 君
 副広域連合長（豊野町長） 萩 原 秋 夫 君
 副広域連合長（信濃町長） 大 草 忠 和 君
 副広域連合長（牟礼村長） 平 井 博 文 君
 副広域連合長（三水村長） 村 松 直 幸 君
 副広域連合長（戸隠村長） 横 川 欣 一 君

副広域連合長（鬼無里村長） 戸 谷 庄 一 君
 副広域連合長（小川村長） 北 田 忠 弘 君
 副広域連合長（中条村長） 鈴 木 哲 雄 君

説明のため会議に出席した職員

（事 務 局 職 員）
 事務局長 古 山 一 郎 君
 事務局次長兼総務課長 下 條 年 平 君
 企画課長 藤 澤 孝 司 君
 施設課長 竹 内 幸 雄 君
 介護認定審査員課長 善 財 保 君
 環境推進課長 山 口 研 造 君
 総務課長補佐 小 島 章 夫 君
 総務課係長 和 田 秀 晴 君
 企画課係長 山 岸 正 男 君
 施設課係長 犬 飼 厚 君
 介護認定審査員課係長 西 沢 真 一 君
 環境推進課係長 村 岡 成 光 君
 （施 設 職 員）
 松寿荘所長 清 水 進 三 君
 久米路荘所長 下 条 至 君
 小布施荘所長 中 澤 義 昭 君

杏寿荘所長

七二会荘所長

矢筒荘所長

須坂荘所長

豊岡荘所長

小林 仁人君

宮林 修二君

香山 宏君

松崎 元慎君

羽田 芳弘君

職務のため会議に出席した職員

総務課

総務課

増田 泰男君

池田 順英君

議 事 日 程

- 一 議会第一号（選挙）
- 一 会期の決定
- 一 議席の指定
- 一 会議録署名議員の指名
- 一 議会第二号（選挙）
- 一 議会第二号上程 説明、採決
- 一 議案第一号及び議案第二号それぞれ上程 理事者説明 質疑 採決
- 一 議会第四号及び議会第五号それぞれ上程 説明、採決
- 一 認定第一号から認定第二号までそれぞれ上程 理事者説明、質疑 採決
- 一 議案第三号及び議案第四号それぞれ上程 理事者説明 質疑 採決
- 一 議案第五号から議案第七号まで一括上程 理事者説明 質疑 採決
- 一 議案第八号及び議案第九号それぞれ上程 理事者説明 質疑 採決
- 一 議案第十号及び議案第十一号それぞれ上程 理事者説明、採決
- 一 議会第六号（選挙）

午後 三時 閉会

○事務局長（古山 一郎君） 事務局長の古山でございます。ごんごん
しくお願いたします。

長野広域連合設立後の最初の議会でございますので、議長が選挙され

るまでの間、地方自治法第七十七条の規定によりまして、年長議員が臨時
に議長の職務を行うことになっております。
出席議員中、中山 英三さんが年長の議員でございますので、ご紹介
を申し上げます。

（臨時議長 中山 英三君 議長席に着席）

○臨時議長（中山 英三君） 私が、ただ今ご紹介にあずかりました中山
英三でございます。

地方自治法第七十七条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時
議長の職務を行います。

何とぞよろしくお願いたします。

ただ今のところ、出席議員数は四十八名でございます。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより平成十二年四
月長野広域連合議会臨時会を開会いたします。

午後 三時三分 開議

○臨時議長（中山 英三君） 本日の会議を開きます。

この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただ今ご着席の氏名表示板に記載の番号を仮議席として
指定いたします。

広域連合長から招集のあいさつがあります。

広域連合会長 塚田 佐君

○広域連合会長（塚田 佐君） 長野広域連合協議会臨時会の招集に際し、議員の皆様には大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

長野広域連合は、関係の皆様のご支援・ご協力によりまして、この四月一日に発足をいたしました。

地方分権の新時代の到来を踏まえ、広域連合制度を最大限に活用いたしまして、関係市町村長ともども広域行政の推進に積極的に取り組み、長野地域五十七万三千人の暮らしやすい地域づくりに向けて、懸命の努力をいたしてまいりますので、議員の皆様のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

長野広域連合の平成十一年度の主要事業について、申し上げます。

広域計画の策定につきましては、広域連合への移行に伴い、新たに策定する市町村の総合計画に当たる計画であります。このため、広域計画の策定に当たりましては、広域連合が処理する事務の他、関連する市町村の事務につきましても、調整の上、計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

また、住民代表や広域連合議員等で構成する策定委員会を組織いたしまして、本年度中に計画を策定し、議会の議決をお願いしてまいる方針であります。

次に、長野広域連合が新たに処理する事務の内、広域的な課題の調査・研究につきましては、長野地域広域行政推進研究会の研究結果を引き継ぐとともに、新たな課題についても研究を進めてまいります。

このため、老人福祉施設統合専門部会及び環境衛生専門部会を設置いたし、埴科老人福祉施設組合の統合及びし尿処理について検討を進めるとともに、新たに広域的課題調査専門部会を設置し、広域的な課題について、関係市町村の意向を確認させていただきながら、緊急性の高い課題から検討を進めてまいりる方針であります。

介護認定審査につきましては、平成十一年度に約一万二千件の審査判定を行ってまいりました。公平・公正な審査判定がされたものと考えております。

今年度は、約二万五千件の審査判定を見込んでおり、県下の広域連合とも緊密な連携を取りながら、公平・公正な審査判定に引き続き努めてまいります。

ごみ焼却施設及び最終処分場の設置につきましては、ごみ処理広域化基本計画に基づき、更に具体的な施設整備計画を策定して、平成二十一年度の焼却施設の稼働を目指してまいります。

次に、老人福祉施設等の運営について申し上げます。

老人福祉施設などにつきましては、四月一日から介護保険法の施行に伴いまして、全ての施設に、生活相談員と介護支援専門員を置き、介護に関するご相談に応ずる体制を整えるとともに、利用者に満足いただける介護サービスの提供に努めてまいります。

また、歳入が従来の措置費から介護保険報酬になりますので、収入の確保に努めるとともに、施設の効率的な運営を図ってまいります。

なお、本年から、須坂市在宅介護支援センターを須坂市から受託し、運営してまいります。

次に、長野地域ふるさと市町村圏事業について申し上げます。

長野地域ふるさと市町村圏事業につきましては、ふるさと市町村圏計画の将来像であります。「自然と都市が調和したふるさと創造」を目指して、国際化推進事業、広域観光イメーリアップ事業、長野地域出会いふれあい事業、広域情報ネットワーク事業などを推進してまいります。

本日、提出いたしました案件は、平成十一年度長野広域連合一般会計予算ほか八件及び専決処分の報告承認を求める件三件であります。詳細につきましては、後ほどご説明申し上げますので、何とぞ十分ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、あいさついたします。

○臨時議長（中山 英三君） それでは、これから議会第一号「長野広域連合議会議長選挙」を行います。

議長選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第一項の規定により、指名推薦の方法を採りたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（中山 英三君） 「異議なし」と認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決しました。
お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（中山 英三君） 「異議なし」と認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。
議長に、六番 轟 正満君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、指名いたしました轟 正満君を議長の当選人と定めることに
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（中山 英三君） 「異議なし」と認めます。

よって、ただ今指名いたしました 轟 正満君が議長に当選されまし
た。

ただ今当選されました 轟 正満君が議場におられますので、本席から議長選挙の当選人である旨の告知をいたします。

当選人の発言を求めます。

○六番（轟 正満君） ただ今は、長野広域連合の初代の議長に推薦をいただきまして、六番の長野市会議員の轟であります。

本来、この連合への移行が、ゆるやかに、スムーズにという理念の下に、移行をした関係で、経験豊かな先輩の皆さんが大勢おいでになるわけですけれども、私が推薦をいただきました。

先程も、連合会長の方からもいろいろお話がございました。この四月からは、地方分権の一括法が施行をされ、いよいよ地方の時代が来るかなという時代で、大変責任も重いですけれども、連合会長始め

関係議員の皆様方、また、市町村の皆様方と密接な連携を持ちながら五十七万三千人の負託に応える議会としてやっていきたいというふうに思いますので、皆さん方にもいろんな形でお世話になりますけれども、ご協力いただいて、開かれた広域連合の議会にしていきたいと思いますというふうに思いますので、重ねてお願いを申し上げます。大変まとまりませぬけれども、あいさつにさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

○臨時議長（中山 英三君） 以上で私の職務は終わりました。

ご協力、誠にありがとうございました。

それでは、轟 正満議長、議長席にお着き願います。

（臨時議長、議長と交代）

○議長（轟 正満君） それでは最初に、会期の決定を議題といたします。本臨時会の会期につきましては本日一日といたしたいと思いますですが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（轟 正満君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定いたしました。次に、議席の指定を行います。お諮りいたします。

議長から、議席を指定したいと思いますですが、ご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（轟 正満君） ご異議なしと認めます。

ただ今、ご着席の氏名標示板に記載してあります番号のとおり、議席を指定します。

次に、会議録署名議員をご指名申し上げます。

一番 塩入 学君、四十八番 山野井 佳史君、以上、二名の方を指名いたします。

次に、議会第一号「長野広域連合議会副議長選挙について」を議題といたします。

副議長選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第一項の規定により、指名推薦の方法を採りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（轟 正満君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決しました。お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思いますですが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（轟 正満君） 「異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に、十三番 佐々木 啓佐義君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、指名いたしました佐々木 啓佐義君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（轟 正満君） 「異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました 佐々木 啓佐義君が副議長に当選されました。

ただ今当選されました 佐々木 啓佐義君が議場におられますので、本席から副議長選挙の当選人である旨の告知をいたします。

当選人の発言を求めます。

○十三番（佐々木 啓佐義君） ただ今、副議長にご推挙にあずかりました、須坂市議会の佐々木でございます。

大変、長野広域連合の副議長という重責を負うことになったわけでございますが、もとより微力者でございます。議長の補佐役として、その責務を果たしてまいりたいと思っております。議長各位を始め、理事者の皆さん方の暖かいご支援・ご協力のほどをお願い申し上げます。大変

簡単ではございますが、一言ごあいさつにかえる次第でございます。よろしくお願いいたします。

○六番（轟 正満君） 議事に入ります。

議会第三号「長野広域連合議会会議規則」を議題といたします。

提出者 市川 喜太郎君の説明を求めます。

十四番 市川 喜太郎君

○十四番（市川 喜太郎君） 私から、議会第三号「長野広域連合議会会議規則」について、ご説明申し上げます。

臨時議会 議案一の三ページをお開きいただきたいと存じます。

本規則につきましては、長野広域行政組合議会の会議規則が、長野市議会会議規則を準用するものであったものを、長野広域連合の設立に伴い、新たに、独自に制定しようとするものでございます。

規則の内容につきましては、いずれも市町村議会の標準会議規則に基づいて定めたもので、第一章 会議につきましては、第一節 総則、五ページの第二節 議案及び動議、六ページの第三節 議事日程、第四節 選挙、七ページの第五節 議事、八ページの第六節 秘密会、第七節 発言、十ページの第八節 表決、十一ページの第九節 会議録に関する規定を定めるものでございまして、十一ページの第二章につきましては、請願、十二ページの第三章につきましては、辞職、第四章につきましては、規律、十三ページの第五章につきましては、罰則、第六章につきましては、補足について、それぞれ規定したものでございます。

以上で、議会第三号「長野広域連合議会会議規則」の説明を終わります。

○六番(轟 正満君) 以上で説明を終わります。

お諮りいたします。

本件に関しては、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思
いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(轟 正満君) 「異議なし」と認めます。

採決に入ります。

採決を行います。

議会第二号「長野広域連合議会会議規則」本件を原案のとおり決する
ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(轟 正満君) 全員賛成と認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第一号「長野広域連合議会の回数を定める条例」を議題と
いたします。

理事者の説明を求めます。

事務局長 古山 一郎君

○事務局長(古山 一郎君) 私から、議案第一号「長野広域連合議会の
回数を定める条例」について、「説明申し上げます。

臨時会 議案一の十五ページをご覧いただきたいと思ひます。

これは、地方自治法第百二条第二項の規定に基づき、長野広域連合議
会の定例会の回数を定めるものでございまして、定例会の回数を旧長野
広域行政組合と同様の年一回とするものでございます。

以上で、議案第一号の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議の上、「ご決定くださいますようお願い申し上
げます。

○六番(轟 正満君) 以上で説明を終わります。

これより、議案の質疑に入ります。質疑の回数は、同一議員につき
同一議題について、二回までとするよう、お願いをいたします。

なお、「発言に当たりましては、議席番号及び氏名をお願いし
ます。それでは、質疑に入ります。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(轟 正満君) 進行させていただきます。

以上をもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件に関しては、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思ひ
ますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（轟 正満君） 「異議なしと認めます。

採決に入ります。

採決を行います。

議案第一号「長野広域連合協議会の回数を定める条例」本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（轟 正満君） 全員賛成と認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第二号「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

事務局長 古山 一郎君

○事務局長（古山 一郎君） 私から、議案第二号「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」について、ご説明を申し上げます。

臨時会 議案一の十七ページをご覧いただきたいと思えます。

これは、長野広域連合の設立に伴い、地方自治法第九十六条第一項第五号及び第八号の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分について定めるものでございます。条文の内容につきましては、旧長野広域行政組合と同様、議決に付すべき契約を予定価格一億五千万円以上の工事又は製造の請負とし、財産の取得又は処分につ

きましては、予定価格一千万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売り払い、土地につきましては、一件五千平方メートルと定めたものでございます。

以上で、議案第二号の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○六番（轟 正満君） 以上で説明を終わります。

議案第二号「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の質疑を行います。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（轟 正満君） 進行いたします。

以上をもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件に関しては、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（轟 正満君） 「異議なしと認めます。

採決に入ります。

採決を行います。

議案第一号「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(轟 正満君) 全員賛成と認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第四号「広域連合長専決処分指定の件」を議題といたします。

提出者 田中 健君の説明を求めます。

五番 田中 健君

○五番(田中 健君) 私から、議案第四号「広域連合長専決処分指定の件」について、「ご説明申し上げます。

臨時議会 議案二の二ページをお開きいただきたく存じます。

本件につきましては、地方自治法第八十条第一項の規定に基づき

広域連合長が専決処分をすることができる事項について定めるものではないです。

専決処分する事項につきましては、一件の金額が五百万円以下の歳入歳出予算の補正をすること、年度繰越工事に係る歳入歳出予算の補正をすること、法令の新設、改廃により歳入歳出予算の補正をすること、金融情勢の変化に伴い、広域連合債の借入利率及び償還の方法を変更し、これに伴う歳入歳出予算の補正をすること、法令上、広域連合の義務に属する一件の金額三百万円以下の損害賠償の額を決定すること、地方自

治法第二百四十二条の二第四項の規定に基づき、職員損害賠償を免除しようとする場合において、当該賠償責任の額が百万円以下のものの免除をすること、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第一条の規定に基づいて議決された契約金額の十分の一以内の額の増減をすること、の以上七件であります。

なお、各事項につきましては、長野広域行政組合において、組合長が専決することができる事項として、指定した事項と同様の内容でございます。

以上で、議案第四号「広域連合長専決処分指定の件」について説明を終わります。

○六番(轟 正満君) 以上で説明を終わります。

お諮りいたします。

本件に関しては、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(轟 正満君) 「ご異議なし」と認めます。

採決に入ります。

採決を行います。

議案第四号「広域連合長専決処分指定の件」本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(轟 正満君) 全員賛成と認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議会第五号「長野広域連合議会事務局設置条例」を議題といたします。

提出者 小林 正男君の説明を求めます。

二十五番 小林 正男君

○二十五番(小林 正男君) 私から、議会第五号「長野広域連合議会事務局設置条例」について、ご説明申し上げます。

臨時会 議案一の一四ページをお開きいただきたいと存じます。

これにつきましては、地方自治法第二百二十八条第一項の規定に基づき、長野広域連合議会に事務局を設置しようとするものでございます。

なお、設置に係る職員の配置につきましては、長野広域連合事務局職員が兼務により事務を行い、事務処理の方法につきましては、法令、条例その他特に定めるものを除き、長野広域連合長の事務局の例により行つものでございます。

以上で、議会第五号「長野広域連合議会事務局設置条例」の説明を終わります。

○六番(轟 正満君) 以上で説明を終わります。

お諮りいたします。

本件に関しては、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(轟 正満君) 「異議なし」と認めます。

採決に入ります。

採決を行います。

議会第五号「長野広域連合議会事務局設置条例」本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(轟 正満君) 全員賛成と認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、承認第一号「専決処分」の報告承認を求めるところについて「を議題」といたします。

理事者の説明を求めます。

事務局長 古山 一郎君

○事務局長(古山 一郎君) 承認第一号「専決処分」の報告承認を求めるところについて、「ご説明を申し上げます。

臨時会 議案一の一六ページをご覧いただきたいと思ひます。

これは、長野広域連合の設立に伴つ、長野広域連合の休日定める条例等別紙の二十八の条例について、連合の運営上、設立当初から制定の必要があるため、地方自治法第七十九条の規定により、平成十二年四月一日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

七ページをご覧ください。

今回専決した条例の制定に当たりましては、広域連合の運営に必要な条例について、長野広域行政組合条例を基礎とし、法令等の規定により、広域連合運営上必要な修正を加え、旧組合と同様の内容により制定したものでございますが、この内、長野広域行政組合に無く、新たに制定した五条例につきまして、ご説明申し上げます。

十三ページをお開きいただきたいと思います。

長野広域連合施設管理機関条例につきましては、従来の組合規約に規定していたものを条例としたものでございまして、内容につきましては施設管理のため施設管理者、施設副管理者、施設出納役を置き、広域連合長及び収入役の権限に属する事務の内、所管施設の通常における運営管理に必要な事務及び会計事務をそれぞれ委任し、施設運営の円滑化を図るものとしてございまして、組織上、旧組合の執行体制を継承したものでございます。

次に、七十ページをお開きいただきたいと思います。

長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計条例でございますが、これは、本連合が設置及び運営をいたしております養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、在宅介護支援センターの予算について、従来、一般会計としていたものを、新たに特別会計として予算の明確化を図るものとしてございます。

次に、七十二ページをお開きいただきたいと思います。

長野広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置並びに管理に関する条例につきましては、四月一日から施行された介護保険法に

対応するため、指定介護老人福祉施設であります特別養護老人ホームが行う事業について、第四条第二項に新たに規定したものと及び同事業の利用料について第七条に新たに規定したものでございます。

なお、利用料につきましては、厚生省告示による介護給付費単位数表等により算定した額とするものでございます。

次に、七十五ページをお開きいただきたいと思います。

長野広域連合通所介護の利用料に関する条例につきましては、介護保険法の施行に伴い、本連合が受託運営しておりますデイサービスセンターに係る利用料について規定するため制定するものでございまして、利用料の額につきましては、厚生省告示による介護給付費単位数表等により算定した額とするものでございます。

次に、七十六ページをお開きいただきたいと思います。

長野広域連合居宅介護支援事業の利用料に関する条例につきましては、介護保険法の施行に伴い、本連合施設におきまして実施する居宅介護支援事業に係る利用料について規定するため制定するものでございまして、利用料の額につきましては、厚生省告示による介護給付費単位数表等により算定した額とするものでございます。

なお、いずれの利用料につきましても、利用者負担の軽減のため、減免等の取り扱いについては、本日、県から関係機関に対し説明がおりますので、これを受けて広域連合でも検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上で、承認第二号の説明を終わらせていただきます。

〇六番（轟 正満君） 以上で説明を終わります。

承認第一号「専決処分」の報告承認を求めることについて「の質疑を行います。

「進行」と呼ぶ者あり

○議長（轟 正満君） 進行いたします。

以上をもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件に関しては、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに「異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（轟 正満君） 「異議なし」と認めます。

採決に入ります。

採決を行います。

承認第一号「専決処分」の報告承認を求めることについて「本件を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（轟 正満君） 全員賛成と認めます。

よって、原案のとおり承認することと決しました。

次に、承認第一号「専決処分」の報告承認を求めることについて「を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

事務局長 古山 一郎君

○事務局長（古山 一郎君） 承認第一号「専決処分」の報告承認を求めることについて、「説明を申し上げます。

臨時会 議案一の七八ページをお開きいただきたいと思います。

これは、長野広域連合の設立に伴い、地方自治法第二百二十五条の規定により、公金の収納及び支払事務を取り扱わせるための金融機関を、旧長野広域行政組合同様、八十二銀行に指定するものでございます。

なお、広域連合運営上、設立当初から指定する必要があるため、地方自治法第七十九条の規定によりまして、四月一日付けで専決処分をしたものでございます。

以上で、承認第一号の説明を終わります。

○六番（轟 正満君） 以上で説明を終わります。

承認第一号「専決処分」の報告承認を求めることについて「の質疑を行います。

「進行」と呼ぶ者あり

○議長（轟 正満君） 進行いたします。

以上をもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件に関しては、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（轟 正満君）「異議なしと認めます。

採決に入ります。

採決を行います。

承認第三号「専決処分の報告承認を求めることについて」本件を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（轟 正満君） 全員賛成と認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第三号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

事務局長 古山 一郎君

○事務局長（古山 一郎君） 承認第三号「専決処分の報告承認を求めることについて」の説明を申し上げます。

臨時会 議案一の八十一ページをお開きいただきたいと思います。

これは、本連合職員に係る退職手当の支給に関する事務及び地方公務

員災害補償法第六十九条の規定による非常勤職員の公務災害及び通勤災害の補償に関する事務を、旧長野広域行政組合同様、長野県町村総合事務組合へ委託するため定めるものでございます。

なお、広域連合運営上、設立当初から委託する必要があるため、地方自治法第七十九条の規定により、四月一日付けで専決処分をいたしたものでございます。

以上で、承認第三号の説明を終わります。

○六番（轟 正満君） 以上で説明を終わります。

承認第三号「専決処分の報告承認を求めることについて」の質疑を行います。

（進行と呼ぶ者あり）

○議長（轟 正満君） 進行いたします。

以上をもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件に関しては、討論を省略して、直ちに採決入りしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（轟 正満君）「異議なしと認めます。

採決に入ります。

採決を行います。

承認第二号「専決処分」の報告承認を求めることについて「本件を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(轟 正満君) 全員賛成と認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第三号「助役の選任について」を議題といたします。理事者の説明を求めます。

広域連合会長 塚田 佐君

○広域連合会長(塚田 佐君) 議案第三号「助役の選任について」の説明を申し上げます。

臨時会 議案三の二ページをお開きいただきたく存じます。

長野広域連合規約第十一条の規定に基づき、本連合の助役につきましては、長野市助役であります、市川 衛氏を選任いたしたく提出した次第であります。

何とぞ、「同意のほどをお願い申し上げます。

○六番(轟 正満君) 以上で説明を終わります。

お諮りいたします。

本件に関しては、質疑 討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、これに「異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(轟 正満君) 「異議なし」と認めます。

採決に入ります。

採決を行います。

本件を原案のとおり選任について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(轟 正満君) 全員賛成と認めます。

よって、本件は、原案のとおり選任について同意することに決しました。

次に、議案第四号「収入役の選任について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

広域連合会長 塚田 佐君

○広域連合会長(塚田 佐君) 議案第四号「収入役の選任について」の説明を申し上げます。

臨時会 議案三の二ページをお開きいただきたく存じます。

長野広域連合規約第十一条の規定に基づき、本連合の収入役につきましては、長野市収入役であります、徳永 治雄氏を選任いたしたく提出した次第であります。

何とぞ、「同意のほどをお願い申し上げます。

○六番（轟 正満君） 以上で説明を終わります。

お諮りいたします。

本件に関しては、質疑 討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思
いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（轟 正満君） 「ご異議なしと認めます。

採決に入ります。

採決を行います。

本件を原案のとおり選任について同意することに賛成の諸君の起立を
求めます。

（賛成者起立）

○議長（轟 正満君） 全員賛成と認めます。

よって、本件は、原案のとおり選任について同意することに決しまし
た。

この際、五分間程度休憩いたします。

午後 三時四十六分 休憩

午後 三時五十分 再開

○議長（轟 正満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、選任されました助役及び収入役を紹介いたします。

自席で自己紹介をお願いします。

○助役（市川 衛君） 長野広域連合の助役を拝命いたしました。長野市
の助役の市川 衛でございます。どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

○収入役（徳永 治雄君） 収入役に選任をいただきました。徳永 治雄
でございます。どうぞ、よろしくお願ひをいたします。

○議長（轟 正満君） 次に、議案第五号から議案第七号まで、以上三件
一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

助役 市川 衛君

○助役（市川 衛君） お手元に、広域連合一般会計・特別会計の平成十
一年度の予算書がっておりますが、これに基づきまして、「説明を申
上げます。

初めに、議案第五号「平成十一年度長野広域連合一般会計予算」につ
きまして、「ご説明を申し上げます。

予算書の三ページをご覧いただきたいと思ひます。

第一条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ五億九千八百十
六万七千円とし、第一条におきましては、一時借入金への借入れの最高額
を二億円と定めさせていただくものでございます。

また、第三条、歳出予算の流用でございますが、人件費に過不足が生
じた場合同一款内で各項目間の流用を認めていただくものでござい
ます。次に、十ページをお開きいただきたいと思ひます。

一般会計の歳出でございますが、款を追って順次ご説明を申し上げます。

第一款 議会費 二百九十七万七千円でございますが、議会の運営に要する経費でございます。

次に、十一ページをご覧くださいと思いますが、第二款 総務費 第一項、第一目 一般管理費 九千七百七十四千円でございますが、連合の運営に係ります総務管理費でございます。

次に、十三ページへまいりまして、第二目 企画費 二千七百五十九万六千円は、連合移行に伴いまして策定いたします広域計画の策定費並びに組織市町村の職員の共同研修事業といたしまして開催いたします、講演会並びにシンポジウムに要する経費でございます。

十五ページでございますが、第二項、第一目 監察委員費 十七万九千円及び第三項、第一目 公平委員会費 十五万円並びに十六ページへまいりまして、第四項、第一目 選挙管理委員会費 十六万円につきましては、監察員及びそれぞれの委員会の開催に係ります経費でございます。

第五項、第一目 災害慰霊祭費 六十五万円でございますが、これは地附山地すべり災害松寿荘犠牲者十五周年慰霊祭を長野市と合同で行いますための経費でございます。

次の、第三款 民生費 第一項、第一目 施設管理費 二千二百四十万四千円は、連合が設置しております老人福祉施設の管理に係る経費でございます。

十九ページへまいりまして、第二項、第一目 老人ホーム入所判定委員会費 四十五万四千円でございますが、老人ホームの入所判定委員会に

要する経費でございます。

二十ページへまいりまして、第三項、第一目 介護認定審査会費 一億八千五百万七千円は、介護認定審査会に要します委員報酬などの審査に要する経費を計上いたしましたものでございます。

次に、二十二ページでございますが、第四款 衛生費 第一項、第一目 環境推進費 五千八百九十三万四千円これは、ごみ処理の広域化計画策定のための経費を計上いたしましたものでございます。

次の、第五款 公債費 一億九千六百二十八万二千円は、老人ホーム等の建設に係る組合債及びふるさと市町村圏基金からの借入金の元利償還費でございます。

第六款 予備費は、百万円を計上いたしました。
次に、七ページにお戻りいただきたいと思っております。
歳入につきまして、ご説明申し上げます。

第一款 分担金及び負担金 第一項 負担金 第一目 総務費負担金でございますが、一億二千四百五十五万五千円は、議会及び総務経費に係ります経費を各組織市町村からご負担をいただくものでございます。

第二目 民生費負担金 三億七千九百八十六万六千円は、施設管理費、施設建設に係ります借入金の償還金及び老人ホーム入所判定委員会費並びに介護認定審査会に要します組織市町村からの負担金でございます。

第三目 衛生費負担金 四千三百四十八万九千円は、環境推進費及び旧長野広域病院建設に係ります組合債の元利償還に要します組織市町村からの負担金でございます。

八ページへまいりまして、第二款 県支出金 百一十二万二千円でございます

が、旧長野広域病院に係ります伝染病予防事業補助金でございます。

第二款財産収入 百九十二万円は、旧長野広域病院敷地の厚生連長野松代総合病院への敷地貸付料及び基金利子収入を見込み、計上いたしましたものでございます。

第四款諸収入 第一項預金利子 十六万円は、歳計現金の預金利子収入でございます。

第二項雑入 四千七百六十六万円は、総務費雑入並びに広域連合移行に伴い、長野広域行政組合からの引受金を計上いたしましたものでございます。

次に、三十一ページをご覧くださいと存じます。

議案第六号「平成十二年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算」につきまして、「ご説明を申し上げます。

第一条におきましては、歳入歳出予算総額をそれぞれ二十六億九千三百七十一万七千円といたし、第二条におきましては、一時借入金の借入の最高額を六億一千四百万円と定めさせていただきます。

第二条は、歳出予算の流用でございますが、人件費に過不足が生じた場合、同一款内で各項目の流用を認めていただくものでございます。

四十四ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出から款を追ってご説明を申し上げます。

第一款民生費 第一項養護老人ホーム松寿荘運営費 第一目管理費一億四千二百四十三万九千円は、職員給与等人員費並びに施設の管理的経費のほか、四十五ページへまいりまして、工事請負費は、食堂に冷房を設置するための工事費を計上いたしましたものでございます。

四十六ページへまいりまして、第二目生活費でございますが、六千九百七十三万八千円は、入所者百名に要します、国の基準に基づく生活費を計上いたしましたもので、需用費では、賄い材料の購入費、備品購入費では、冷凍冷蔵庫、回転釜など施設器具の更新並びに車椅子等の介護用品の購入費を計上いたしました。

次に、四十七ページの第二項特別養護老人ホーム運営費でございます。

これは、特別養護老人ホーム八施設に要します運営費及び生活費を前項の養護老人ホームと同様に計上いたしております。施設の整備並びに必要な備品につきまして、「ご説明を申し上げます」と存じます。

第一目松寿荘費では、ナースコールの改修費と電動ベッドの購入費を計上いたしましたところでございます。

五十ページへまいりまして、第二目の久米路荘費でございますが、調理業務の業者委託を試行的に実施するもの並びに備品購入費では、車椅子の購入費を計上いたしました。

五十三ページへまいりまして、第三目小布施荘費は、電動ベッド及び入浴用のストレッチャーの購入費を計上いたしました。

五十五ページの第四目杏寿荘費は、一般浴室並びに温泉加熱設備の改修工事と厨房の食器洗浄機の更新に係る経費を計上いたしました。

五十八ページへまいりまして、第五目七二会荘費は、高圧ケーブルの改修工事並びに寝たきり入浴用浴槽の更新に要します経費を計上いたしましたところでございます。

次に、六十一ページへまいりまして、第六目矢筒荘費は、居室の壁補修及びベッド、車椅子の購入費を計上いたしております。

次に、六十四ページへまいりまして、第七目須坂荘費は、食室用のエアコン並びに電動ベッドの購入費を計上いたしました。

次に、六十七ページへまいりまして、第八目豊岡荘費は、公共下水道設置並びに屋根の雪止め改修工事費を計上いたしましたところでございます。

次に、七十ページをお開きいただきたいと思います。

第三項デイサービスセンター運営費につきましては、若槻デイサービスセンター費、七十二ページへまいりまして、むねデイサービスセンター費、七十四ページへまいりまして、戸隠中央デイサービスセンター費、七十六ページへまいりまして、信州新町デイサービスセンター費、これらにつきましては、いずれも施設運営に係ります人件費、それから利用者の賄い材料費、これらを主なものといたしまして、予算を計上いたしましたところでございます。

次に、七十八ページでございますが、第四項在宅介護支援センター運営費でございますが、これらにつきましては、戸隠村在宅介護支援センター費及び次の八十ページへまいりまして、須坂市在宅介護支援センター費でございますが、いずれも戸隠村及び須坂市から運営を受託いたしました在宅介護支援センターに係ります経費を計上いたしましたものでございます。

次に、八十二ページをご覧くださいと存じます。

第一款の公債費でございます。九百九十八万七千円でございますが、介護保険に移行いたしましたして、介護保険の報酬の入金請求から二か月後になってまいります。そういうことから、その間のつなぎ資金を一時借入れにより対応したいということで、借入れ利子を見込み計上い

たしたものでございます。

次に、三十五ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入につきまして、ご説明を申し上げます。

第一款サービスマス収入 第一項 介護給付費収入でございますが、二十億四千七百二十三万八千円でございますが、介護保険に係りますサービスマス収入の内、厚生省の参酌標準を基に想定されます利用日数、稼働率を積算いたしました額の九割を計上いたしましたものでございます。次の、三十六ページの第二項 自己負担金収入、いわゆる、利用者の皆様のお支払いいただくものでございますが、一億二千六百六十三万九千円につきましては、概ね一割を見込んで計上いたしましたものでございます。

次の、第一款分担金及び負担金 第一項 第一目 民生費負担金でございますが、一億七千八百九十七万七千円は、養護老人ホーム松寿荘の措置費収入並びに特別養護老人ホーム松寿荘、杏寿荘、七一会荘、豊岡荘の運営に要します組織市町村負担金とデイサービスセンターの運営に要します受託先の市町村からの負担金でございます。

第三款県支出金 第一項 第一目 民生費県補助金 五十四万七千円、次の三十八ページへまいりまして、第四款市支出金 第一項 第一目 民生費市補助金 六十万八千円は、産休職員の代替職員雇用に対します、県・市からの補助金を見込み、計上いたしましたものでございます。

第五款財産収入 第一項 第一目 利子及び配当金 三十五万四千円は、老人ホームの基金利子収入を見込み、計上いたしましたものでございます。

次の、第六款寄附金 四十五万円は、老人ホームへの寄附金を見込み

計上いたしましたものでございます。

第七款繰入金 第一項 第一目 基金繰入金 三千二百三十八万三千円は、養護老人ホーム松寿荘ほか三施設の運営費財源といたしまして、基金を繰入れるものでございます。

次に、四十ページをご覧くださいと存じます。第八款諸収入の預金利子 十万二千円は、歳計現金の預金利子収入を見込み、計上いたしましたものでございます。

第二項 第一目 受託事業収入 一千六百四十七万二千円は、戸隠村並びに新たに受託いたします須坂荘に併設の須坂市在宅介護支援センターに係ります受託事業収入、それと特別養護老人ホーム、在宅介護支援センターでの介護保険認定調査を行います。それに対する受託収入を見込み、計上いたしましたものでございます。

次に、四十二ページへまいりまして、雑入 八千九百九十四万八千円は、各施設の職員給食費徴収金などの雑入、それから長野広域行政組合からの引受金を計上いたしましたものでございます。

次に、議案第七号「平成十二年度長野広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」につきまして、「ご説明を申し上げます。

八十七ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ、七千七百九十五万六千円を計上いたしました。

次に、歳出から款を追ってご説明を申し上げます。

九十二ページをご覧くださいと存じます。

第一款広域市町村圏振興整備事業費 一千八百六万二千円でございます。

すが、圏域の住民を対象といたします広域情報誌の作成、それからテーマ別の観光ルートの設定並びに観光パンフレットの作成に要する経費など、長野地域ふるさと市町村圏事業計画に基づきまして、それに要する事業費を計上いたしましたものでございます。

次に、第二目財産管理費 五千八百十九万五千円は、豊岡荘、久米路荘建設の財源として借入れた、長野地域ふるさと市町村圏基金の償還元金を同基金に積立てるものでございます。

第二款予備費は、百七十万円を計上いたしました。九十ページに戻っていただきたいと思っております。

歳入につきましてご説明を申し上げます。

第一款財産収入 第一項 第一目 利子及び配当金 一千七百八十一万七千円は、長野地域ふるさと市町村圏基金の金融機関への預金利子と豊岡荘並びに久米路荘建設費の財源として、基金を貸付けたことに伴います。利子収入でございます。

第二款繰入金 第一項 第一目 一般会計繰入金 五千八百十九万五千円は、豊岡荘及び久米路荘建設費貸付金の償還元金を一般会計から繰入れるものでございます。

次に、第三款諸収入 第一項 第一目 預金利子 一万五千円は、歳計現金の預金利子を、第二項 雑入 第一目 引受金 百九十二万九千円は、長野広域行政組合からの引受金を計上いたしましたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（轟 正満君） 以上で説明を終わります。

議案第五号「平成十二年度長野広域連合一般会計予算の質疑を行います。」

第五款 公債費

本件につきましては、歳出から各款ごとにお願ひします。

「進行」と呼ぶ者あり

第一条 第一表 歳入歳出予算 第一款 議会費

○議長（轟 正満君） 進行いたします。

「進行」と呼ぶ者あり

第六款 予備費

○議長（轟 正満君） 進行いたします。

「進行」と呼ぶ者あり

第二款 総務費

○議長（轟 正満君） 進行いたします。

「進行」と呼ぶ者あり

○議長（轟 正満君） 進行いたします。

歳入全科目一括で質疑をお願いします。

第三款 民生費

「進行」と呼ぶ者あり

「進行」と呼ぶ者あり

○議長（轟 正満君） 進行いたします。

○議長（轟 正満君） 進行いたします。

次に、第二条 一時借入金

第四款 衛生費

「進行」と呼ぶ者あり

「進行」と呼ぶ者あり

○議長（轟 正満君） 進行いたします。

○議長（轟 正満君） 進行いたします。

次に、第三条 歳出予算の流用

「進行」と呼ぶ者あり)

第一条 第一表 歳入歳出予算 第一款 民生費

○議長(轟 正満君) 進行いたします。

以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件に関しては、討論を省略して、ただちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議長(轟 正満君) 進行いたします。

第二款 公債費

「進行」と呼ぶ者あり)

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(轟 正満君) 「異議なし」と認めます。

採決に入ります。

採決を行います。

議案第五号「平成十二年度長野広域連合一般会計予算(本件を原案のとおり決すること)に賛成の諸君の挙手を求めます。

○議長(轟 正満君) 進行いたします。

以上で歳出を終わります。

続いて、歳入を行います。

歳入全科目一括で質疑をお願いします。

「進行」と呼ぶ者あり)

(賛成者挙手)

○議長(轟 正満君) 進行いたします。

次に、第一条 一時借入金

○議長(轟 正満君) 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第六号「平成十二年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算」の質疑を行います。

本件につきましては、歳出から各款ごとにお願ひします。

「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(轟 正満君) 進行いたします。

次に、第三条 歳出予算の流用

「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(轟 正満君) 進行いたします。

以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(轟 正満君) 七番 小林 義和君

○七番(小林 義和君) すいませぬ。歳出のところ、今、ちょっと早

く行き過ぎちゃったので、見逃しちゃたんですが、よろしいでしょうか。

質問を。

○議長(轟 正満君) どうぞ。お認めします。

○七番(小林 義和君) 五十一ページ、久米路荘の調理業務の業者委託

試験的に導入されるということの説明だったと思っんですけども、これは

どういう予算の中でこうなっておりますが、施設をそのまま使って

調理員だけ委託をするわけでしょうか。

現在は、その施設で調理を職員がしていると思っんですけれども、どう

いう計画でやられるのか。

ここにだけ委託料が増えて、全体的に予算が増えておるわけですが、職員体制等どんなようになるのか。お願いしたいと思います。

七番の小林でございます。

○議長(轟 正満君) 事務局長 古山 一郎君

○事務局長(古山 一郎君) たた今の関係でございますけれども、実は、

委託をこの四月からやっているわけでございまして、職員の関係につき

ましては、正規職員は違う方へ行っただけですけれども、そっいつ中で、

委託をして、臨時の関係の皆さんを地元採用でやっております。

それと、材料の関係が一番メ리트がございまして、材料を大量発注

して、地元の信州新町さんをお願いをしておりますという状況でござ

いますので、非常にスムーズに移行をしておりますので、よろしくお願

いをいたします。

○議長(轟 正満君) 進行いたします。

以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件に関しては、討論を省略して、ただちに採決に入りたいと思いま

すが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(轟 正満君) 「異議なし」と認めます。

採決に入ります。

採決を行います。

議案第六号「平成十二年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算」本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(轟 正満君) 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第七号「平成十二年度長野地域ふるさと市町村圏事業特別会
計予算」の質疑を行います。

質疑は、一括してお願いします。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(轟 正満君) 進行いたします。

以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件に関しては、討論を省略して、ただちに採決に入りたいと思いま
すが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(轟 正満君) 「異議なし」と認めます。

採決に入ります。

採決を行います。

議案第七号「平成十二年度長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計予
算本件を原案のとおり決すること」に賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(轟 正満君) 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第八号「長野広域連合広域計画策定委員会条例」を議題と
いたします。

理事者の説明を求めます。

助役 市川 衛君

○助役(市川 衛君) 議案第八号「長野広域連合広域計画策定委員会条
例」につきまして、ご説明を申し上げます。

臨時会 議案四の五ページになりますが、お開きをいただきたいと思
います。

本件につきましては、長野広域連合規約第五条に規定されております
広域計画を策定いたしますために、長野広域連合広域計画策定委員会を
設置するため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

委員会の任務につきましては、第一条に規定のとおり、広域連合長の
諮問に応じまして、広域計画の事項に関しまして、調査・審議をお願い
するものでございます。

委員会の組織につきましては、第三条の規定のとおり、委員二十五人
以内で組織をいたしまして、委員には、広域連合議会の議員、学識経験
者、民間諸団体の代表者、関係行政機関の職員、その他連合会長が必要と
認めます者に対しまして、委嘱を広域連合会長が願うするものでござい
ます。

また、第四条では、委員の任期を、第五条では、委員長及び副委員長、第六条では、会議に関する規定を、第七条では、委員会の事務に従事する職員に関する規定を、それぞれ定めるものでございます。

よろしく、「審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。次第でございます。以上でございます。」

○議長（轟 正満君） 以上で説明を終わります。

議案第八号「長野広域連合広域計画策定委員会条例」の質疑を行います。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（轟 正満君） 進行いたします。

以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件に関しては、討論を省略して、ただちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（轟 正満君） 「異議なし」と認めます。

採決に入ります。

採決を行います。

議案第八号「長野広域連合広域計画策定委員会条例」本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（轟 正満君） 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第九号「長野広域連合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

助役 市川 衛君

○助役（市川 衛君） 議案第九号「長野広域連合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」につきまして、説明を申し上げます。

七ページをお開きいただきたいと存じます。

本件につきましては、長野広域連合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償について、規定をするものでございます。

報酬及び費用弁償の額でございますが、第一条の報酬につきましては、八ページにございます別表のとおり、職名欄に対応した報酬額欄に規定する額を支給しようとするものでございます。

第一条の費用弁償につきましては、特別職の職員が公務のため旅行した時に費用弁償として旅費を支給いたすもので、この場合の額は、長野市職員等の旅費支給条例の規定の例によることといたしまして、車賃、日当及び宿泊料については、同条例の特別職等の区分を適用するものでございます。

なお、議員が、議会の招集に応じて議会に出席した場合の費用弁償の

額は、この規定に拘わらず、第二項の表の区分欄に記載の市町村に対応した右欄の月額を支給しようとするものであります。

以上、説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（轟 正満君） 以上で説明を終わります。

議案第九号「長野広域連合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」の質疑を行います。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（轟 正満君） 進行いたします。

以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件に関しては、討論を省略して、ただちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（轟 正満君） 「異議なし」と認めます。

採決に入ります。

採決を行います。

議案第九号「長野広域連合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手

を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（轟 正満君） 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第十号「監査委員の選任について」を議題いたします。

本件に関し、地方自治法第百十七条の規定により、除外の対象者は二十三番 菱田 拓郎君でありますので、退場願います。

（二十三番 菱田 拓郎君 退席）

○議長（轟 正満君） 理事者の説明を求めます。

広域連合会長 塚田 佐君

○広域連合会長（塚田 佐君） 議案第十号「監査委員の選任について」の説明を申し上げます。

臨時会 議案五のページを開きいただきたいと存じます。

長野広域連合規約第十六条の規定に基づき、本連合の監査委員の内、識見を有する者につきましては、長野市代表監査委員であります戸谷 修一氏を、議会議員から選任する者につきましては、坂城町選出の本連合議員の菱田 拓郎氏を監査委員として選任いたしたく提出した次第であります。

何とぞご同意のほどをお願い申し上げます。

○六番（轟 正満君） 以上で説明を終わります。

お諮りいたします。

本件に関しては、質疑 討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思
いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（轟 正満君） 「ご異議なし」と認めます。

採決に入ります。

採決を行います。

本件を原案のとおり選任について同意することに賛成の諸君の起立を
求めます。

（賛成者起立）

○議長（轟 正満君） 全員賛成と認めます。

よって、本件は、原案のとおり選任について同意することに決しまし
た。

議員 菱田 拓郎君の入場を許可いたします。

（二十三番 菱田 拓郎君 復席）

○議長（轟 正満君） 次に、議案第十一号「公平委員会委員の選任につ

いて」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

広域連合会長 塚田 佐君

○広域連合会長（塚田 佐君） 議案第十一号「公平委員会委員の選任につ
いて」、説明を申し上げます。

臨時会 議案五の二ページをお開きいただきたいと存じます。

長野広域連合規約第十七条の規定に基づき、本連合の公平委員会委員
につきましましては、長野市公平委員会委員であります、土屋 一英氏、横
山 達氏、藤本 廣美氏の三名を公平委員会委員として選任いたしたく
提出した次第であります。

何とぞ、「ご同意のほどをお願い申し上げます。

○六番（轟 正満君） 以上で説明を終わります。

お諮りいたします。

本件に関しては、質疑 討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思
いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（轟 正満君） 「ご異議なし」と認めます。

採決に入ります。

採決を行います。

本件を原案のとおり選任について同意することに賛成の諸君の起立を
求めます。

(賛成者起立)

○議長(轟 正満君) 全員賛成と認めます。

よって、本件は、原案のとおり選任について同意することに決しました。

次に議会第六号「長野広域連合選挙管理委員会委員及び補充員選挙」を行います。

初めに、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推薦の方法をとりたいと思いますが、「異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(轟 正満君) 「異議なし」と認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決しました。
お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに「異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(轟 正満君) 「異議なし」と認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員に、山口 文男君、小布施 吉治郎君、町田 好治君、森 茂照君、以上四名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、指名いたしました諸君を、選挙管理委員の当選人と定めることに「異議ありませんか、

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(轟 正満君) 「異議なし」と認めます。

よって、ただ今、指名いたしました諸君が、選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推薦の方法をとりたいと思いますが、「異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(轟 正満君) 「異議なし」と認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決しました。
お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することに、補充員の順

序については、指名順といたしたいと思いますが、これに「異議ありませんか。」

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（轟 正満君）「異議なしと認めます。」

よつて、議長において指名することに決しました。

補充員に、和田 伴義君、酒井 一郎君、小山 孝君、和田 裕喜君

以上四名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、指名いたしました諸君を、補充員の当選人と定めることと「異議ありませんか。」

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（轟 正満君）「異議なしと認めます。」

よつて、ただ今、指名いたしました諸君が、補充員に当選されました。

以上をもちまして、本議会臨時会に提出されました案件の審議は、全て終了いたしました。

次に、広域連合会長から発言を求められておりますので、これを許可します。

広域連合会長 塚田 佐君

○広域連合会長（塚田 佐君）臨時会の閉会に当たり、御礼のあいさつを

申し上げます。

本日、ご提案を申し上げました全ての案件につきまして、原案のご決定、ご承認をいただき、大変ありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

今後とも広域行政の推進に当たりましては、最善の努力をいたし、住民福祉の向上のために努めてまいります。

長野広域連合として新たなスタートに当たり、議員の皆様のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議員の皆様には、ご健康に十分ご留意いただきまして、ますますのご活躍を祈念申し上げます。御礼のあいさついたします。どうも、ありがとうございます。ございました。

○議長（轟 正満君）以上をもちまして、長野広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後 四時 三十五分 閉会

地方自治法第百二十三条第二項の規定により署名する。

平成 年 月 日

臨時議長 中山英三

議長 轟正満

副議長 佐々木啓佐義

署名議員 塩入学

署名議員 山野井佳史

地方自治法第百二十三条第二項の規定により署名する。

平成 年 月 日

臨時議長

議長

副議長

署名議員

署名議員